



JBS フラッシュニュース

インド 新型コロナウイルス対応に関する速報 Vol. 6

お問い合わせ先

(EY India JBS)

山口 哲男

飯田 亮也

深尾 淳一

出利葉 大輔

猪野 晶

Email:

tetsuo.yamaguchi@in.ey.com

ryoya.iida@in.ey.com

junichi.fukao@in.ey.com

daisuke.lideriha@in.ey.com

aki.ino@in.ey.com

内容

各位

3月24日、モディ首相は新型コロナウイルスに関する演説を行い、25日0時から3週間にわたってインド全土においてロックダウンを行う旨発表し、インドに滞在する全ての人々に対して自宅又は滞在先に留まるよう呼びかけました。ロックダウンは、その後2度にわたって延長され、現時点では5月17日まで継続される予定です。ロックダウンの期間は合計で54日となります。またインド政府は、企業活動の支障を軽減すべく、税務、会社法等に関して各種施策を発表しております。

1. 2019年12月決算の会社における定期株主総会(AGM)の期限
2. 直接税当局(CBDT)は、Tax Audit Report(TAR)での一般的租税回避防止規定(GAAR)及びGSTに関する報告導入の延期を発表
3. CBICはGST年次申告に関する緩和措置を発表

フラッシュニュース(新型コロナ速報 Vol. 6)

1. 2019年12月決算の会社における定時株主総会(AGM)の期限

22 April 2020

企業省(MCA)は、COVID-19の影響を考慮して、2020年4月21日付の通達No.18/2020を通じて2019年12月31日に会計年度が終了した会社のAGM開催につき一時的な緩和措置を発表しました。

背景

インド会社法第96条は、前回のAGM開催日から15カ月以上の間隔が開かないように、年度の終了日から6カ月以内にAGMを開催することを規定しています。

今回の措置

上級番号	内容	備考
1	2019年12月31日決算の会社は、2020年6月30日ではなく、2020年9月30日までの決算日から9カ月間以内にAGMを開催することを認める。	AGMの開催に続いているべく会社法に準拠したコンプライアンス事項がある。AGMの3カ月延長により、AGM以後に行われる当該コンプライアンスも同様に、以下の方法で延長される。 (a) AGMが開催されない場合、AGMの招集期限は2020年9月30日であり、コンプライアンス事項も当該期日以降に行われる必要がある。 (b) AGMが2020年9月30日以前に開催される場合、コンプライアンス事項の期限は、AGMの開催日から起算される。この場合、2020年6月30日以前にAGMを開催する、あるいは開催が可能な企業にとって、実質的な恩典はない。しかしながら、企業は、2020年9月30日までの提出期限の遅延に対して、フレッシュ・スタートスキーム2020(CFSS-2020)の恩典を活用することができる。 当通達は2019年12月31日を事業年度の終わりとする会社を対象としているため、2019年12月31日以前に事業年度が既に終了した会社は、今回の緩和による恩典の活用はできない。 AGM開催日以降の主なコンプライアンス事項は以下である。 1. フォームAoC-4/AoC-4_Xbrl/Ao4-CFS(年次財務諸表): 30日以内 2. フォームMGT-7(年間申告): 60日以内 3. フォームMGT-15*(定時株主総会報告書): 30日以内 4. フォームIEPF-2^(年次声明): 90日以内 AGMの開催日または開催予定日を参照する必要があるコンプライアンスは以下 • 年次申告書(フォームMGT-7) • 会社法に基づき任命された追加取締役(Additional Director)の任期満了 ^ 配当、社債、預金等の未請求額および未払額 * 公開会社対象
2		
3	2019年12月31日から9カ月以内、すなわち2020年9月30日まで(2つのAGMのギャップ期間15カ月を超える期間を含めて)にAGMを開催することは、会社規定の未遵守として扱われない。	会社は、延長された期限内にAGMを開催すれば、ペナルティ/罰金を課されることなく、従つて違法行為の訴追を受けることはない。
4	上述の緩和は、2019年12月31日に第1期が終了した新設の会社には適用されない。	新たに設立登記された会社には、第1回目の定時株主総会開催時期(第1年度終了後9カ月間)が追加されているため、この緩和は拡張されない。

詳細は[通達原文](#)を参照願います。

フラッシュニュース(新型コロナ速報 Vol. 6)

2. 直接税当局(CBDT)は、Tax Audit Report(TAR)での一般的租税回避防止規定(GAAR)及びGSTに関する報告導入の延期を発表

27 April 2020

COVID-19の世界的な流行を踏まえ、CBDTはTARにおいて追加予定であった報告事項の導入を2021年3月31日まで延期することにしました。

所得税法は、特定の要件を満たす場合、Form3CDと呼ばれる様式でTARを提出することを必要としています。CBDTは、2018年8月20日以降に提出されるTARの報告要件を強化すべく2018年7月20日に通達を発行していました。具体的にはTARの報告要件として次の2つを追加することです。

① TAR条項 30C: GAARに関する規定

TAR条項30Cでは、納税者が許されない租税回避の取引を締結したかどうかを報告することが必要とされます。もし行っている場合、対象となる取引の性質と、該当の税務年度における税務便益の額をTARを通じて報告することが必要です。

② TAR条項 44: GST

TAR条項44では、GST取引について詳細の報告が必要とされます。GST登録を行っている事業体と未登録の事業体との総支出の明細、さらにGST登録を行っている事業体については、コンポジションスキームおよびその他の登録事業体の対象とされるGST免除となる供給に関連する支出の明細を必要とします。

3. CBICはGST年次申告に関する緩和措置を発表

6 May 2020

間接税および関税当局(CBIC)は、COVID-19の状況を鑑みて、2020年5月5日付の通達にてGSTコンプライアンスに関して緩和措置を発表しました。

発表された主な内容は以下の通りです。

- ▶ FY2018-19の年次申告書および照合のステートメントの申告期限は、当初の6月30日から3ヶ月延長のうえ9月30日とする。
- ▶ 2020年3月24日以前に発行され、2020年3月20日から2020年4月15日までの間に失効するE-Way Bill (EWB)の有効期限を2020年5月31日まで更に延長する。
- ▶ 事業者は、2020年4月21日から2020年6月30日までの期間、電子認証コード(EVC)によって、GSTR-3Bの提出を行うことが認められる。
- ▶ 事業者は、該当取引がない場合、登録された携帯番号を使用してSMSにてNil Return(GSTR-3B)を行うできる。

主要な変更は、通達日である2020年5月5日から適用されます。

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社、EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはwww.eyjapan.jpをご覧ください。

Ernst & Young LLP is one of the Indian client serving member firms of EYGM Limited. For more information about our organization, please visit www.ey.com/in.

Ernst & Young LLP is a Limited Liability Partnership, registered under the Limited Liability Partnership Act, 2008 in India, having its registered office at 22 Camac Street, 3rd Floor, Block C, Kolkata - 700016

© 2020 Ernst & Young LLP. Published in India.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。